

足寄町農業委員会
第37回総会会議録

自 令和 7 年 3 月 2 6 日

至 令和7年3月26日

足寄町農業委員会

令和7年3月26日 第37回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後4時00分

閉会 午後4時48分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	7番 松田博幸	8番 遠藤勇
9番 人見華代	10番 石黒彰	11番 岡元義春
12番 吉村進		

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相 続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約に ついて
日程第 5	議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について
日程第 6	議案第3号 賃借料情報の提供について

第37回農業委員会総会

令和7年3月26日

開会 午後4時00分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第37回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

この委員で行う総会は、本日が最後です。ので、よろしくお願いします。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、7番松田博幸委員、8番遠藤勇委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、父親の死亡による相続で、相続

人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和7年2月2日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年11月30日で、土地の引渡期日も令和6年11月30日です。

なお、解約された農地は、議案第2号12番13番で審議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸

主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年3月3日で、土地の引渡期日も令和7年3月3日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

3番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年3月11日で、土地の引渡期日も令和7年3月11日です。

なお、解約された農地は、議案第2号14番で審議します。

4番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年2月17日で、土地の引渡期日も令和7年2月17日です。

なお、解約された農地は、議案第2号17番で審議します。

5番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年2月27日で、土地の引渡期日も令和7年2月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号28番で審議します。

6番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年2月27日で、土地の引渡期日も令和7年2月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号29番で審議します。

すべての案件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第12号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町平和310番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、642㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠國委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番から4番につきましては、遠藤勇委員が関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 4時 8分 休憩

午後 4時 9分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1102番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況は畑です。

面積につきましては、5,042㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人のため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1736番1ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑です。

面積につきましては、255,329㎡のうち、242,741㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間900,000円、10アール当たり3,700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1782番2ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、342,544㎡のうち、246,627㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間918,000円、10アール当たり3,700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 4時 11分 休憩

午後 4時 12分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大營地674番1ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山林、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、91,084.06㎡のうち、52,584.06㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間180,000円、10アール当たり3,400円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町常盤15番1ほか33筆、計34筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、271, 589㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

7番8番を説明します。

局長。

○事務局長 7番8番は農用地利用配分計画（農地中間管理事業）により賃貸借され、令和7年6月29日、または、令和7年10月26日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）により再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛43番8ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、22, 469㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、1, 618, 000円、10アール当たり72, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番11番を説明します。

局長。

○事務局長 10番11番は、利用権の設定等を受ける者が同一人のため、一括で説明します。

10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町平和44番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況は畑です。

面積につきましては、890㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間5,780円、10アール当たり6,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町183番1ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、71,557㎡のうち、67,937㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時

期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間441,000円、10アール当たり6,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年8月19日開催の足寄・平和地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番13番を説明します。

局長。

○事務局長 12番13番は、利用権の設定等をする者が同一人のため、一括で説明します。

12番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町新町6番16ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、43,088㎡のうち、9,046㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間45,000円、10アール当たり5,000円で、支払方法

等につきましては記載のとおりです。

13番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町新町6番18ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、原野、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、95,134㎡のうち、87,349㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間436,000円、10アール当たり5,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、令和6年8月19日開催の足寄・平和地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

14番を説明します。

局長。

○事務局長 14番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登

2637番2ほか10筆、計11筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、182,934㎡のうち、167,550㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間539,576円、10アール当たり3,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

15番から17番を説明します。

局長。

○事務局長 15番から17番は、利用権の設定等を受ける者が同一人のため、一括で説明します。

15番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾125番4ほか25筆、計26筆です。

地目につきましては、公簿は学校用地、

原野、畑、牧場、山林、現況は畑です。

面積につきましては、298,188㎡のうち、211,254㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間850,000円、10アール当たり4,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

16番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾62番9ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、30,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間60,000円、10アール当たり2,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

17番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾68番3ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、46,072㎡のうち、36,909㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間73,050円、1

0アール当たり2,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

18番を説明します。

局長。

○事務局長 18番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛470番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、11,893㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

19番を説明します。

局長。

○事務局長 19番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾96番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、62,384㎡のうち、39,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間58,500円、10アール当たり1,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

20番を説明します。

局長。

○事務局長 20番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾19番5ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、3,670㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、120,000円、10アール当たり32,700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

21番22番を説明します。

局長。

○事務局長 21番22番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人のため、一括で説明します。

21番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾37番9ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、4,321㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間12,900円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

22番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾37番1ほか29筆、計30筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、108,573㎡のうち、99,557㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間298,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃

貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

23番から26番を説明します。

局長。

○事務局長 23番から26番は、利用権の設定等を受ける者が同一人のため、一括で説明します。

23番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄9番2ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、63,828㎡のうち、56,888㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間170,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

24番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりで

す。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄 19 番 1 ほか 6 筆、計 7 筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、76,140㎡のうち、72,575㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間218,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

25番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄 18 番 4 ほか 2 筆、計 3 筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、53,561㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間160,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

26番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄 32 番 1 ほか 1 筆、計 2 筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、15,956㎡のうち、13,118㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係

ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間39,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である石黒委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

27番から29番を説明します。

局長。

○事務局長 27番から29番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人のため、一括で説明します。

27番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町西町7丁目5番38ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、132,130㎡のうち、127,971㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設

定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間959,000円、10アール当たり7,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

28番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町常盤16番6、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、14,599㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間109,000円、10アール当たり7,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

29番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町常盤18番7、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、2,920㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間21,000円、10アール当たり7,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である松田委員と協議し、当事者間で

賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

30番につきましては、松田博幸委員が関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 4時 41分 休憩

午後 4時 42分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

30番を説明します。

局長。

○事務局長 30番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目6番19ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、20,682㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係

ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である人見委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 4時 43分 休憩

午後 4時 44分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

31番を説明します。

局長。

○事務局長 31番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1220番ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、264、422㎡のうち、214、000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時

期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間535、000円、10アール当たり2、500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

32番を説明します。

局長。

○事務局長 32番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別432番14、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、27、750㎡のうち、27、694㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間55、000円、10アール当たり2、000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃

貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

33番を説明します。

局長。

○事務局長 33番は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画（賃貸借）により再設定（継続）する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 賃借料情報の提供について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。

農地法第52条の規定に基づき作成した、足寄町の賃借料情報の内容を公表したく、ご審議をお願いするものです。

それでは、議案書に沿って説明します。

1の収集、整理、分析対象農地につきましては、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告され、賃貸借された農地です。

2の提供の内容、3の締結（公告）された地域名の区分につきましては、議案書に記載のとおりです。

なお、本賃借料情報において、公益財団法人北海道農業公社との賃貸借契約は、買入売買金額及び貸付年数によって賃借料が決定する仕組みのため、特殊な取引に係るデータとして除外しています。

また、農地法第3条による賃借料データも収集の対象となりますが、金額につきましては、貸主借主双方の意志が強く表れているため、対象に含めていません。

本賃借料情報は、足寄町ホームページで、公表します。また、次号の農業委員会だよりへの掲載を予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第37回足寄町農業委員会総
会を閉会します。

午後 4時 48分 閉会

議 長

吉村 進

農業委員

松田 博幸

農業委員

遠藤 勇
